

<対策のポイント>

令和元年8月の棚田地域振興法の施行を受け、棚田地域の振興に取り組む地域に対し、必要な調査や景観修復などの棚田保全、振興の取組に必要な環境整備を緊急的に支援します。

<政策目標>

棚田地域振興法に基づく計画策定の着実な推進

<事業の内容>

棚田地域振興法に基づく指定棚田地域（見込み含む）を対象に、調査や景観修復などの同法に基づく計画の策定と活動開始に必要な取組を緊急的に支援します。

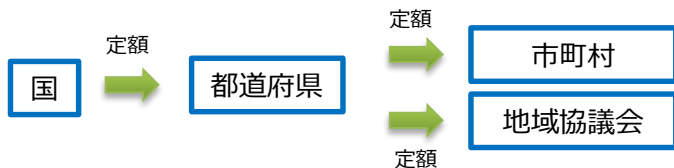
1. 調査・体制づくり

- 勾配・面積計測、地図作成等の必要な調査、計画策定等の体制整備、棚田を活かした取組の試行的な実施等を支援します。（上限250万円/地区）

2. 周辺環境整備

- 景観修復・粗放的管理のための荒廃農地の整地や有効利用、法面・耕作道等の支障個所の補修等を支援します。（上限200万円/地区、5万円/10a）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

棚田地域振興緊急対策

- 棚田地域振興法に基づく保全・振興の取組開始に必要な環境整備

<調査・体制づくり>



<周辺環境整備>



<政策目標>

棚田地域振興緊急対策の実施地域における棚田地域振興法に基づく計画策定の着実な推進。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3502-6286）